





# 住むならてんとう！新築住宅取得応援補助金

## 事業概要

市内への移住及び定住を促進するため、子育て世帯、若者夫婦世帯及び転入世帯が、市内に新たに住宅を建築又は新築住宅を購入して居住する場合に補助金を交付します。

## 補助対象者

下記の世帯が対象です。


-  子育て世帯
-  若者夫婦世帯
-  転入世帯かつ一般世帯
-  上記のいずれかに該当する単身赴任世帯（住宅の所有者が新築住宅に居住しているものとして世帯要件を判断します。）

子育て世帯	申請時点で中学生以下の子ども（平成23年4月2日以後に生まれた子ども）がいる世帯
若者夫婦世帯	申請時点で夫婦であり、夫又は妻のいずれかが40歳未満である世帯
一般世帯	子育て世帯又は若者夫婦世帯に該当しない世帯
転入世帯	申請者（住宅の所有者）が市外からの転入者である世帯 （本市に転入した日から3年以内に新築住宅に居住していること）
単身赴任世帯	新築住宅の所有者又はその配偶者が勤務等の都合により新築住宅に居住していない世帯


- ・住宅の所有者（建物の登記名義人）で、住宅に居住している（住民票がある）方が申請できます。
- ・共有名義の場合は、持分割合にかかわらず代表者1名が申請してください。
- ・単身赴任世帯のみ、配偶者が代理で申請することができます。

△本市又は転入前の市区町村において市区町村税を滞納している場合は、補助金の交付を受けられません。

## 補助金の額

 子育て世帯又は若者夫婦世帯 **最大100万円**

25万円	+	長期優良住宅等加算	10万円
		転入加算	10万円
		特別地域(寺津・津山・荒谷) 子ども加算(1人)	15万円
		(2人)	30万円
		(3人以上)	55万円

 転入世帯かつ一般世帯 **最大20万円**

10万円	+	長期優良住宅等加算	10万円
------	---	-----------	------

- ▶ 長期優良住宅等加算  
取得した住宅が、長期優良住宅、低炭素建築物又はやまがた省エネ健康住宅の認定を受けている場合に加算
- ▶ 転入加算  
転入世帯に該当する場合に加算
- ▶ 特別地域子ども加算  
寺津小学校、津山小学校及び荒谷小学校の通学区域で、小学生以下の子ども（平成26年4月2日以後に生まれた者）がいる場合に加算

【裏面あり】

## 受付期間

令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）

先着順に予算の範囲内で実施します。予算額に達した時点で受付を終了します。

提出期限は、対象住宅に転入又は転居した日から1年以内となります。住所変更の届出後、登記が完了してからお手続きください。

## 問合せ

都市計画課計画係(市役所4階) ☎023-654-1111(内線 422)

## 提出書類

▼正本1部を提出	
<input type="checkbox"/> 交付申請書	都市計画課窓口、市ホームページで入手できます。
<input type="checkbox"/> 事業計画書	
<input type="checkbox"/> 契約書(コピー)	自ら住宅を新築した場合⇒工事請負契約書 建売住宅を購入した場合⇒売買契約書 契約金額、契約日、建築予定地、契約者氏名が記載された部分の写し
<input type="checkbox"/> 登記事項証明書(コピー) (建物の全部事項証明書)	権利部まで記載のあるもの
<input type="checkbox"/> 図面(コピー)	案内図(住宅地区図可)、各階平面図(間取り図)
<input type="checkbox"/> 住宅の写真	建物全体が写ったカラーのもの
<input type="checkbox"/> 納税証明書 (市区町村が発行するもの)	申請者本人のもので完納している直近の年度のもの 納期未到来額の記載があるものは完納扱いになりません。
<input type="checkbox"/> 住民票の写し(謄本)	新築住宅に住所を異動後のもの ※若者夫婦世帯の場合は、続柄記載のもの
<input type="checkbox"/> 認定通知書、適合証 (コピー)	長期優良住宅等加算に該当する場合のみ 下記のいずれかの写し ・長期優良住宅認定通知書 ・低炭素建築物新築等計画認定通知書 ・やまがた省エネ健康住宅設計適合証
<input type="checkbox"/> 戸籍謄本	単身赴任世帯に該当する場合のみ
<input type="checkbox"/> 委任状	手続きを委任する場合のみ
<input type="checkbox"/> 補助金請求書	都市計画課窓口、市ホームページで入手できます。
<input type="checkbox"/> 通帳等(コピー)	支店名(支店番号でも可)、口座番号、口座名義人が確認できるもの

※納税証明書、住民票(謄本)、戸籍謄本はコピー不可です。

## 手続きの流れ

